

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型)

重要事項説明書

社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団}済生会支部大阪府済生会

老人居宅介護等事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 泉南

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（一体型）

重要事項説明書

事業者は、利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容及び契約上ご留意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- | | |
|------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ^{恩賜} 財団 ^{財団} 済生会支部大阪府済生会 |
| (2) 法人の所在地 | 大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号
大阪府社会福社会館3階 |
| (3) 電話番号 | 06-6763-0257 |
| (4) 代表者の氏名 | 支部長 三嶋 理晃 |
| (5) 設立年月日 | 昭和27年5月22日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 |
| (2) 事業所の名称 | 老人居宅介護等事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 泉南 |
| (3) 介護保険事業所番号 | 大阪府指定第2795600119号 |
| (4) 事業所の所在地 | 大阪府泉南市りんくう南浜3番地の7 |
| (5) 事業所の電話番号 | 072-480-5602 |
| (6) 管理者の氏名 | 徳永 公江 |
| (7) 事業の開設年月日 | 平成29年10月1日 |
| (8) 事業の目的 | |

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会支部大阪府済生会定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業泉南（以下、「事業者」）は、介護保険法令の趣旨に従い、要介護と認定された利用者（以下、単に「利用者」という。）が、その居宅において要介護状態の維持・改善を図り、その有する能力に応じて可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、必要な日常生活または療養生活上のサービスを行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消および心身の機能の維持・回復ならびに利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減あるいは在宅生活の延長をはかることを目的とします。

(9) 事業の方針

- ・利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- ・地域密着型サービスの趣旨に従い、地域や近隣との結びつきを重視します。
- ・利用者の有する能力に応じて、在宅での生活維持が可能となるよう支援します。

3. 事業所窓口の営業日及び営業時間

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 受付時間 8時45分～17時15分
(電話連絡は24時間365日対応いたします)
- (3) サービス提供時間 必要に応じ対応いたします

4. 職員の配置状況

事業者の職員（以下、「職員」といいます）は、厚生省令の人員配置基準を遵守するとともに、次の職員を配置し、勤務の体制を確保します。尚、配置人員は指定基準を遵守しつつ、利用者の介護の状況等により変動することがあります。

職 種	配置人員	配置基準
管理者	1名	常勤・専従・オペレーターと兼務
介護職員 (定期巡回)	必要数	サービス提供責任者を含む
介護職員 (随時対応)	1名以上	提供時間帯を通じて1人以上
オペレーター	1名以上	提供時間帯を通じて1人以上 1人は常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員（専従・兼務）
看護師 (訪問看護)	2.5名以上	保健師、看護師又は准看護師（常勤換算方法で2.5人以上）
計画作成責任者	1名以上	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1名以上

職種と職務内容

- (1) 管理者 : 利用者に対する、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス等の状況を総括管理し、所属職員を指揮監督します。
- (2) 計画作成責任者 : 利用者の日常生活全般の状況および利用者やその家族の希望を踏まえて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の目標、当該目標を達成するための具体的な内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し交付する。また、サービス提供日時等の決定、サービスの利用の申込に係る調整、サービス内容の管理を行います。
- (3) サービス提供責任者 : 利用者の心身の状況の把握と、家族・利用者からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携を図るほか地域連携、利用相談等の業務に従事します。
- (4) 看護職員 : 利用者の療養生活上の健康管理を行うほか、利用者の心身の状

態の把握とケアプランに基づく看護に従事します。

- (5) 介護職員 : 利用者の心身の状況等の把握と、随時対応の訪問を行うほかケアプランに基づく介護に従事します。
- (6) オペレーター : 緊急コール等における受発信や、それに伴う相談援助又は訪問の要否等の判断及び職員の派遣に関する業務に従事します。

5. 当事業所が提供するサービス及び利用料

事業者は、利用者に対して次のサービスを提供します。

(1) 提供するサービス等について

(ア) 定期巡回サービス

訪問介護員等が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書に基づき、定期的に利用者の居宅を巡回して日常生活上の世話をを行います。

(イ) 随時対応サービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握したうえで、随時に利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断します。

(ウ) 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して日常生活上の世話等を行います。

(エ) 訪問看護サービス

看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅に訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助等を行います。

(オ) 健康管理

看護、介護職員等により、利用者の心身の状況等の健康管理に努めます。

(カ) 身体的拘束

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者又はその家族等の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられる時は、利用者又はその家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ①切迫性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又はその家族等の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ②非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又はその家族等の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③一時性・・・利用者本人又はその家族等の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

身体拘束等適正化担当者	管理者 徳永 公江
-------------	-----------

(キ) 事故発生時及び緊急時等における対応

- ・事業者は、利用者の病状、状態に急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師、当該利用者の家族への連絡を行う等の必要な措置を行います。
- ・事業者は、事故その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の応急処置に全力を尽すとともに、直ちに上司に報告し指示を仰ぐとともに、協力病院に対し救急要請を行い、家族、居宅介護支援事業者及び行政の関係部署にも連絡します。
- ・事故調査委員会を設置し、事故に関与した職員が報告書を作成し、原因の究明と再発防止に努め、調査の経過報告並びに結果報告を行います。
- ・利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故の場合には、速やかに損害賠償を行います。

(ク) 非常災害対策

- ・消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- ・防火管理者を、泉南医療福祉センターの職員を充てます。
- ・火元責任者には、事業者の職員を充てます。
- ・非常災害用の設備点検は、契約委託業者に依頼します。
- ・非常災害設備は、有効に保持するよう努めます。
- ・非常災害に備えて、自衛消防隊を編成し、また消防訓練を実施します。
 - ② 消防訓練（消火、通報、避難）は年 2 回以上実施します。
 - ② 非常災害設備の使用法の徹底については随時行います。
- ・事業継続計画（BCP）（災害及び感染）を策定し、年 1 回以上は当該計画に則った研修及び訓練を実施します。
- ・その他、必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処します。

(2) 事業の実施地域

本サービスの通常の事業実施地域は泉南市全域及び田尻町とします。

(3) サービスの利用料

(ア) 介護給付の対象となるサービスの標準自己負担額

- ・利用者の介護度に応じたサービス利用料から、介護保険給付費を除いた金額（介護保険負担割合証に記載のある割合が自己負担額）となります。
- ・介護保険からの給付額（要介護認定）に変更があった場合や入院された場合、自己負担額は変わります。
- ・利用者が介護保険の適用を受けていない場合、又は、介護給付の対象とならないサービスの提供を受けた場合は、利用料の全額が自己負担となります。但し、要介護認定後、自己の申請により介護保険から返還される制度があります。

(イ) 介護給付の対象とならないサービスの自己負担額

利用者等が個々に希望する介護給付対象外の費用については実費とします。

- ① 利用者が個々に希望する法定代理受領サービスに該当しないものについては、実費相当額とします。

(4) 利用料のお支払い方法

利用料のお支払いは、サービスの利用月ごとに計算して、ご請求しますので、翌月の2日までに下記ご指定の方法にてお支払い下さい。

(ア) 窓口での現金払い

(イ) 指定口座への振り込み（口座は別途お知らせします）

(ウ) 銀行口座からの自動引き落とし

※振込手数料はご家族様負担となります。

※領収書の再発行はできません。

6. 合鍵の保管方法等について

(1) 防犯上又は利用者の事故を防ぐ為、合鍵の準備をお願いする場合があります。

(ア) スペアーキーの作成の必要がある場合は、作成費用は利用者負担となります。

(イ) 随時対応の緊急訪問が適切に行えるように、合鍵の保管場所をご家族と相談の上自宅にキーボックス等の設置をお願いします。自宅での管理が難しい場合は、鍵預書で同意の元、事業所内の施錠できる保管庫にて預かります。

(ウ) 合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、すみやかに対処し、連絡します。

(エ) サービス終了時や返却のご要望があった場合はすみやかに返却します。

7. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

(ア) 利用者からの交替の申出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

(イ) 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

(ア) 定められた業務以外の禁止

利用者は、「5.当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

(イ) 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

(ウ) 利用者は、訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話の使用を承諾するものとします。

(エ) 利用者は、訪問介護サービス実施のために必要な車両の駐車スペースを確保するものとします。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員等は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

(ア) 医師の指示を伴わない医療行為。

(イ) 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品等の授受。

(ウ) 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供。

(エ) サービス提供中の喫煙行為。

(オ) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。

(カ) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為。

(5) ケアコール端末について

(ア) ケアコール端末機は事業者から貸し出します。通信にかかる通信料（電話代）は、利用者の負担となります。

(イ) ケアコール端末機の故障・紛失・水没等については、利用者の故意又は過失に起因するものに関しては利用者負担となります。それ以外の故障や電池の交換については、事業者の負担となります。

8. ご利用の中止、変更、追加について

サービス利用予定期間前に、利用者の都合でサービスの中止又は変更、もしくは新たなサービスの追加をすることができます。この場合には、サービスの実施日前日までに居宅介護支援事業者及び事業者に申し出てください。但し、事業者の稼働状況により希望にそえない場合もあります。

9. サービスの利用ができなくなる場合（契約の終了）

事業者との契約の際には、契約の終了日は定めていません。従って特段の事由が無い限り、継続してサービスを利用することができます。但し、下記の事由に該当するに至った場合には事業者との契約は終了となります。

(1) 事業者が解散を命じられた場合及び破産をした場合、又は、やむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合。

(2) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合。

(3) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合、又は、指定を辞退した場合。

(4) 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立又は要支援 1・2、サービス事業対象者と認定された場合。

(5) 利用者が死亡した場合。

(6) 利用者からのサービス中止の申し出による場合。

契約の有効期間内であっても、利用者からサービスの中止を申し出ることができます。その場合には、サービス中止を希望する日の 7 日前までに、申し出ることとします。

(ア) 利用者がサービス利用料の変更に同意できない場合には本契約を解約することができます。この場合、解約の意思表示が事業者に到達した時点で契約は終了します。

- (イ) 利用者が、事業者に対して通知を行わずに自宅から退去した場合には、その日をもって本契約は解除されたものとします。
 - (ウ) 事業者もしくは職員が正当な理由なく、サービスを実施しない場合。
 - (エ) 職員が個人情報保護法に違反した場合。
 - (オ) 職員が故意又は過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他、本契約を継続しがたい重大な事情が有る場合。
- (7) 事業者からの申し出によりサービスを中止していただく場合。
契約期間内であっても、下記の事項に該当する場合は、終了させていただくことがあります。
- (ア) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - (イ) 利用者（もしくは連帯保証人）が、サービス利用料の支払いを催告したにも関わらず3ヶ月間をもってこれを完済できない場合。
 - (ウ) 利用者の故意又は重大な過失により、事業者又は職員の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合。
 - (エ) 利用者が病院又は診療所等に入院した場合。
 - (オ) 利用者が介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等に入所、小規模多機能型居宅介護サービス等を利用、もしくは介護医療院に入院した場合。
 - (カ) 職員に対して、利用者本人又はその関係者が、契約書に定めるような迷惑行為を行った場合。
- (8) 円滑なサービス持続のための援助
事業者は、利用者がサービスを中止する場合には、合理的で可能な範囲内で以下の援助を行うよう努めます。
- (ア) 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介。
 - (イ) 居宅介護支援事業所の紹介。
 - (ウ) その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介。

10. 連帯保証人について

利用者は、契約締結にあたり、利用料の支払い並びに身元引受人として、連帯保証人を定めていただきます。尚、連帯保証人は、利用者の身の上に関わる一切の事項についての責務を負っていただきます。

11. 事故防止について

事業者は、利用者等の事故発生の防止ならびに発生時の適切な対応のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。ただし、利用者の自立した行動、心身の状況や病気などが原因により、危険（転倒・転落等）を伴う可能性があることを十分にご理解ください。

- (1) 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
- (2) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に関催・実施します。

(3) 事故防止に関する研修を受講した担当者を選定します。

事故防止に関する担当者 事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	管理者 徳永 公江
--	-----------

12. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、職員の人権意識向上や知識・技術の向上に努めます。
- (2) よりきめ細かいケアプランの作成など適切な介護サービスの提供に努めます。
- (3) 職員が介護にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	管理者 徳永 公江
--	-----------

13. 衛生管理について

事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します
- (4) 感染対策及び褥瘡予防対策に関する担当者を選定します。

感染対策担当者 褥瘡予防対策担当者	管理者 徳永 公江
----------------------	-----------

14. 利用者の記録及び、個人情報の管理等

記録について

事業者は、利用者の記録及び情報を管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します（開示に際して必要な複写料等の諸経費は、利用者の負担となります）。また、記録及び情報（サービス提供記録のほか、サービス計画、苦情や事故等の諸記録）についてはサービス提供終了の日より5年間保管します。

(2) 秘密保持と個人情報の保護について

(ア) 職員は個人情報保護管理規定に基づき、業務上知り得た利用者及びその家族等

に関する秘密を正当な理由なく、

第三者に漏洩しません。これはサービス提供終了後並びに職員が退職後も継続されます。

- (イ) 職員は、介護保険サービス利用のため、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等へ情報提供できるものとし、利用者はこれに予め同意するものとし、
- (ウ) 介護保険サービスの質の向上のために行う学会、研究会等での事例研究報告等において使用できるものとし、利用者はこれに予め同意するものとし、尚、この場合には、利用者個人を特定できないよう仮名等を使用し秘密を厳守いたします。
- (エ) 職員は、利用者に医療上、緊急の必要性が認められる場合には、同意を得ることなく、医療機関に対して心身の状態等の情報を提供できるものとし、
- (オ) 事業者は、個人情報利用目的に変更が生じた場合は、その旨を利用者に通知します。

15. 苦情受付について

事業者における苦情やご相談は「利用者からの苦情を処理するための措置の概要」により別に定めます。(別紙②)

16. 第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 重要事項説明同意書

年 月 日

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供開始に同意致します。

契約者 住所

氏名

私は、本人の契約意思を確認し代理署名致しました。

代理署名者氏名 :

契約者との関係 :

法定代理人 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

年 月 日

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用開始に際して、本書面に基づき利用者及びご家族等に重要事項についての説明を行いました。

老人居宅介護等事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 泉南

説明者職名

氏名

(別紙①) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 利用料

令和 6 (2024) 年 4 月 1 日以降

1. 介護保険給付対象費用 (1月あたり)

※1 割負担者の場合

(非課税)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (I) (一体型) 介護・看護利用者					
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①居宅サービス利用料	82,797 円	129,343 円	197,438 円	243,390 円	294,865 円
②介護保険からの給付額	74,517 円	116,408 円	177,694 円	219,051 円	265,378 円
③自己負担総額 (1割)	8,280 円	12,935 円	19,744 円	24,339 円	29,487 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (I) (一体型) 介護利用者					
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①居宅サービス利用料	56,747 円	101,282 円	168,178 円	212,745 円	257,290 円
②介護保険からの給付額	51,072 円	91,153 円	151,360 円	191,470 円	231,561 円
③自己負担総額 (1割)	5,675 円	10,129 円	16,818 円	21,275 円	25,729 円

※2 割負担者の場合

(非課税)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (I) (一体型) 介護・看護利用者					
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①居宅サービス利用料	82,797 円	129,343 円	197,438 円	243,390 円	294,865 円
②介護保険からの給付額	66,237 円	103,474 円	157,950 円	194,712 円	235,892 円
③自己負担総額 (2割)	16,560 円	25,869 円	39,488 円	48,678 円	58,973 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (I) (一体型) 介護利用者					
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①居宅サービス利用料	56,747 円	101,282 円	168,178 円	212,745 円	257,290 円
②介護保険からの給付額	45,397 円	81,025 円	134,542 円	170,196 円	205,832 円
③自己負担総額 (2割)	11,350 円	20,257 円	33,636 円	42,549 円	51,458 円

※3 割負担者の場合

(非課税)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (I) (一体型) 介護・看護利用者					
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①居宅サービス利用料	82,797 円	129,343 円	197,438 円	243,390 円	294,865 円
②介護保険からの給付額	57,957 円	90,540 円	138,206 円	170,373 円	206,405 円
③自己負担総額 (3割)	24,840 円	38,803 円	59,232 円	73,017 円	88,460 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (I) (一体型) 介護利用者					
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①居宅サービス利用料	56,747 円	101,282 円	168,178 円	212,745 円	257,290 円
②介護保険からの給付額	39,722 円	70,897 円	117,724 円	148,921 円	180,103 円
③自己負担総額 (3割)	17,025 円	30,385 円	50,454 円	63,824 円	77,187 円

2. その他の介護保険給付対象費用

- *緊急時訪問看護加算 : 計画外の必要時に緊急時訪問看護を実施している場合。
(1月あたり)
- *特別管理加算(Ⅰ) : 留置カテーテル等の指導管理を実施している場合。
(1月あたり)
- *特別管理加算(Ⅱ) : 在宅酸素療法等の指導管理を実施している場合。
(1月あたり)
- *ターミナルケア加算 : 死亡日前14日間に2回以上ケアを実施した場合。
(1月あたり)
- *初期加算 : 開始日から30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に利用を再開した場合。
(1日あたり)
- *退院時共同指導加算 : 退院・退所にあたり看護師等が共同指導を行なった場合。
(1回あたり)
- *総合マネジメント体制強化加算 : 利用者の状態を常に確認し、生活全般に着目して、日頃から主治医や看護師、介護支援専門員との意思疎通を図っている事業所に対しての評価となる体制加算。
(1月あたり)
- *サービス提供体制強化加算(Ⅰ) : 研修等を実施し、且つ介護福祉士の配置が一定割合以上加配されていることに加え事業所に対しての評価となる体制加算。
(1月あたり)
- *生活機能向上連携加算(Ⅰ) : 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師等による、身体状況等の評価を共同して行い、生活機能の向上を目的とした計画を作成したことへの評価となる連携加算。
(1月あたり)
- *生活機能向上連携加算(Ⅱ) : 現行の訪問リハビリや通所リハビリ等を利用し、その訪問時に同行し、共同して身体状況等の評価を行い、3月を目途とした生活機能向上に向けた具体的な目標を設定し、定期的に目標の達成状況等を評価・見直しを行うことで算定できる加算。
(1月に1回 3月間)
- *認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) : 所定の研修を修了した者を配置し、認知症に対して適切なケアを提供している場合に算定できる加算。
(1月あたり)
- *口腔連携強化加算 : 歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する加算。
(1月あたり)
- *介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) : 介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、算定要件を満たした上で、サービス提供を実施しベースアップ等に充てられる加算(料金は枠外参照)。
(1月あたり)

※1割負担者の場合

(非課税)

加算名	緊急時訪問看護 加算(Ⅱ)	特別管理加算(Ⅰ)	特別管理加算(Ⅱ)	ターミナルケア 加算	初期加算 (/日)	退院時共同指導 加算(/回)	
①居宅サービス利用料	3,282 円	5,210 円	2,605 円	26,050 円	312 円	6,252 円	
②介護保険からの給付額	2,953 円	4,689 円	2,344 円	23,445 円	280 円	5,626 円	
③自己負担総額(1割)	329 円	521 円	261 円	2,605 円	32 円	626 円	
加算名	総合マネジメント 体制強化加算(Ⅰ)	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	認知症専門ケア 加算(Ⅰ)	認知症専門ケア 加算(Ⅱ)	口腔連携強化 加算
①居宅サービス利用料	12,504 円	7,815 円	1,042 円	2,084 円	937 円	1,250 円	521 円
②介護保険からの給付額	11,253 円	7,033 円	937 円	1,875 円	843 円	1,125 円	468 円
③自己負担総額(1割)	1,251 円	782 円	105 円	209 円	94 円	125 円	53 円

※2割負担者の場合

(非課税)

加算名	緊急時訪問看護 加算(Ⅱ)	特別管理加算(Ⅰ)	特別管理加算(Ⅱ)	ターミナルケア 加算	初期加算 (/日)	退院時共同指導 加算(/回)	
①居宅サービス利用料	3,282 円	5,210 円	2,605 円	26,050 円	312 円	6,252 円	
②介護保険からの給付額	2,625 円	4,168 円	2,084 円	20,840 円	249 円	5,001 円	
③自己負担総額(2割)	657 円	1,042 円	521 円	5,210 円	63 円	1,251 円	
加算名	総合マネジメント 体制強化加算(Ⅰ)	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	認知症専門ケア 加算(Ⅰ)	認知症専門ケア 加算(Ⅱ)	口腔連携強化 加算
①居宅サービス利用料	12,504 円	7,815 円	1,042 円	2,084 円	937 円	1,250 円	521 円
②介護保険からの給付額	10,003 円	6,252 円	833 円	1,667 円	749 円	1,000 円	416 円
③自己負担総額(2割)	2,501 円	1,563 円	209 円	417 円	188 円	250 円	105 円

※3割負担者の場合

(非課税)

加算名	緊急時訪問看護 加算(Ⅱ)	特別管理加算(Ⅰ)	特別管理加算(Ⅱ)	ターミナルケア 加算	初期加算 (/日)	退院時共同指導 加算(/回)	
①居宅サービス利用料	3,282 円	5,210 円	2,605 円	26,050 円	312 円	6,252 円	
②介護保険からの給付額	2,297 円	3,647 円	1,823 円	18,235 円	218 円	4,376 円	
③自己負担総額(3割)	985 円	1,563 円	782 円	7,815 円	94 円	1,876 円	
加算名	総合マネジメント 体制強化加算(Ⅰ)	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	認知症専門ケア 加算(Ⅰ)	認知症専門ケア 加算(Ⅱ)	口腔連携強化 加算
①居宅サービス利用料	12,504 円	7,815 円	1,042 円	2,084 円	937 円	1,250 円	521 円
②介護保険からの給付額	8,752 円	5,470 円	729 円	1,458 円	655 円	875 円	364 円
③自己負担総額(3割)	3,752 円	2,345 円	313 円	626 円	282 円	375 円	157 円

- * 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
- * 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

- * 通所サービス利用時の調整として、所定単位数から通所利用日数分を減算とします。
短期入所サービス利用時の調整として、短期入所利用日数から 1 を減じた日割り計算とします。
月途中での医療機関への入院や介護保険施設への入所等の調整として、訪問日数に応じて日割り計算とします。
- * 「介護職員等処遇改善加算」「緊急時訪問看護加算」「特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）」「ターミナルケア加算」については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。
また、「介護職員等処遇改善加算」については一月のご利用総単位数の 1,000 分の 245 に相当する単位数を加算します。

3. 単位数から利用料を算出する方法

（※①～③全てにおいて小数点は切り捨てとなります）

①総額の算出

所定単位数より、地域加算である（6 級地）10.42 を乗じた数

②介護保険給付対象額の算出

①で算出した総額より 0.7～0.9 を乗じた数

③介護保険負担割合証に記載のある自己負担額の算出法

①で算出した総額より②で算出した介護保険給付対象額を減じた数

4. 介護保険給付対象外費用

利用者が個々に希望する法定代理受領サービスに該当しないものについては、実費相当額とします。

(別紙①-2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 利用料

令和 6 (2024) 年 4 月 1 日以降

※1割負担者の場合

(非課税)

夜間にのみサービスを必要とする利用者									
	【定額】	【出来高】1回につき			1日につき加算	1回につき加算			
		基本夜間訪問 サービス費	定期巡回 サービス費	随時訪問サービス費		サービス提供体 制強化加算 (I)	認知症専門ケア加算		
				(I)			(II)	(I)	(II)
①居宅サービス利用料	10,305 円	3,876 円	5,908 円	7,960 円	229 円	31 円	41 円		
②介護保険からの給付額	9,274 円	3,488 円	5,317 円	7,164 円	206 円	28 円	37 円		
③自己負担総額 (1割)	1,031 円	388 円	591 円	796 円	23 円	3 円	4 円		

※2割負担者の場合

(非課税)

夜間にのみサービスを必要とする利用者									
	【定額】	【出来高】1回につき			1日につき加算	1回につき加算			
		基本夜間訪問 サービス費	定期巡回 サービス費	随時訪問サービス費		サービス提供体 制強化加算 (I)	認知症専門ケア加算		
				(I)			(II)	(I)	(II)
①居宅サービス利用料	10,305 円	3,876 円	5,908 円	7,960 円	229 円	31 円	41 円		
②介護保険からの給付額	8,244 円	3,100 円	4,726 円	6,368 円	183 円	24 円	32 円		
③自己負担総額 (1割)	2,061 円	776 円	1,182 円	1,592 円	46 円	7 円	9 円		

※3割負担者の場合

(非課税)

夜間にのみサービスを必要とする利用者									
	【定額】	【出来高】1回につき			1日につき加算	1回につき加算			
		基本夜間訪問 サービス費	定期巡回 サービス費	随時訪問サービス費		サービス提供体 制強化加算 (I)	認知症専門ケア加算		
				(I)			(II)	(I)	(II)
①居宅サービス利用料	10,305 円	3,876 円	5,908 円	7,960 円	229 円	31 円	41 円		
②介護保険からの給付額	7,213 円	2,713 円	4,135 円	5,572 円	160 円	21 円	28 円		
③自己負担総額 (1割)	3,092 円	1,163 円	1,773 円	2,388 円	69 円	10 円	13 円		

※要介護度によらない

※随時訪問サービス費 (II) : 2人の訪問介護員等により訪問する場合

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (別紙②)

事業所又は施設名	老人居宅介護等事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 泉南																				
サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護																				
措 置 の 概 要																					
<p>1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談苦情に関する常設の窓口として、相談担当者を配置している。又、担当者が不在の場合でも事業所の誰もが対応可能なように苦情受付書を作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を確保している。 ・ 常設の窓口と担当者及び電話番号（FAX番号） 設置場所：老人居宅介護等事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 泉南 担 当 者：管理者 徳永 公江 電話番号：072-480-5602 FAX : 072-485-0117 <p>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情又は相談があった場合、苦情の内容等、状況を詳細に把握するため、必要に応じて聞き取り調査のため、利用者を訪問して事実関係の確認を行う。 ・ 相談担当者は速やかに施設長に苦情の内容などを報告し、関係職員とともに、苦情申し出者に対して、対応方法を含めた・結果報告を行う。 <p>3 匿名の苦情への対応を行うための処理体制と手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見箱を設置 ・ 設置場所と設置個所（1階外来受付に1箇所） ・ 対応結果の公表（掲示板に掲示） <p>4 その他</p> <p>事業者において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協議により、適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の苦情受付窓口 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">泉佐野市 健康福祉部 広域福祉課</td> <td style="width: 20%;">(08:45~17:15)</td> <td style="width: 50%;">072-493-2023 (課直通)</td> </tr> <tr> <td>泉南市 健康福祉部 長寿社会推進課</td> <td>(09:00~17:30)</td> <td>072-483-8251 (課直通)</td> </tr> <tr> <td>阪南市 保健部 介護保険課</td> <td>(08:45~17:15)</td> <td>072-471-5678 (市代表)</td> </tr> <tr> <td>田尻町 民生部 高齢者障害支援課</td> <td>(08:45~17:15)</td> <td>072-466-8813 (課直通)</td> </tr> <tr> <td>大阪府国民健康保険団体連合会</td> <td>(09:00~17:30)</td> <td>06-6949-5309 (会代表)</td> </tr> <tr> <td>大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会</td> <td>(10:00~16:00)</td> <td>06-6191-3130 (会代表)</td> </tr> </table>				泉佐野市 健康福祉部 広域福祉課	(08:45~17:15)	072-493-2023 (課直通)	泉南市 健康福祉部 長寿社会推進課	(09:00~17:30)	072-483-8251 (課直通)	阪南市 保健部 介護保険課	(08:45~17:15)	072-471-5678 (市代表)	田尻町 民生部 高齢者障害支援課	(08:45~17:15)	072-466-8813 (課直通)	大阪府国民健康保険団体連合会	(09:00~17:30)	06-6949-5309 (会代表)	大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会	(10:00~16:00)	06-6191-3130 (会代表)
泉佐野市 健康福祉部 広域福祉課	(08:45~17:15)	072-493-2023 (課直通)																			
泉南市 健康福祉部 長寿社会推進課	(09:00~17:30)	072-483-8251 (課直通)																			
阪南市 保健部 介護保険課	(08:45~17:15)	072-471-5678 (市代表)																			
田尻町 民生部 高齢者障害支援課	(08:45~17:15)	072-466-8813 (課直通)																			
大阪府国民健康保険団体連合会	(09:00~17:30)	06-6949-5309 (会代表)																			
大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会	(10:00~16:00)	06-6191-3130 (会代表)																			